

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	015 神戸市
--------------	---------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	市民参画推進局参画推進部男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	神戸市男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成 11 年 1 月 25 日 根拠: 神戸市男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	市長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	神戸市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 15 年 7 月 10 日
構 成 員	19 人 (女性 11 人、男性 8 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	神戸市男女共同参画計画(第4次)		
改定・見直しの予定時期	平成 33 年 4 月 1 日		— 未定の場合は○をつけてください。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	○	※いずれか1つに○をつけてください。	
女性活動推進法の推進計画と別に作成			

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	神戸市男女共同参画の推進に関する条例
	公 布 日	平成 15 年 3 月 27 日
	施 行 日	平成 15 年 4 月 1 日
	最 終 改 正 日	平成 25 年 4 月 1 日
	改 正 内 容	市長の付属機関として、神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会を置く旨の記述を追加
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月
無の場合 ※どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用

	1:平成29年4月1日	2:平成29年5月1日	3:その他:平成29年3月31日
目 標 値	平成 32 年度まで 35 %	平成 年度まで %	
根 拠	神戸市男女共同参画計画(第4次)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律・条例・規則・要綱等によって設置されたもの		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 167 )うち女性委員を含む審議会等数( 139 )
	延総委員等数( 2,777 )	延女性委員等数( 875 )	女性比率( 31.5 )
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 108 )うち女性委員を含む審議会等数( 87 )
	延総委員等数( 1,774 )	延女性委員等数( 506 )	女性比率( 28.5 )
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	3	審議会等数( 25 )うち女性委員を含む審議会等数( 24 )
	延総委員等数( 1,141 )	延女性委員等数( 309 )	女性比率( 27.1 )
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 6 )うち女性委員を含む審議会等数( 3 )
	延総委員等数( 70 )	延女性委員等数( 7 )	女性比率( 10.0 )
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 (公表 ・非公表) ・無 ○ 作成予定有	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 (平成 年 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 ・無 ○ 委員の公募 有 ○ ・無 そ の 他 ( )	

注(\*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したものを(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

(1)-1管理職の在職状況

	管理職総数(※)	女性管理職の内訳											
	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職		次長相当職			課長相当職				
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率	(人)	うち女性数(F)	女性比率	(人)	うち女性数(H)	女性比率	
本庁	計	467	45	9.6	20	1	5.0	92	6	6.5	355	38	10.7
	うち一般行政職	378	33	8.7	20	1	5.0	77	4	5.2	281	28	10.0
支庁・地方事務所等	計	530	86	16.2	26	2	7.7	102	14	13.7	402	70	17.4
	うち一般行政職	378	35	9.3	25	2	8.0	76	9	11.8	277	24	8.7
全体	計	997	131	13.1	46	3	6.5	194	20	10.3	757	108	14.3
	うち一般行政職	756	68	9.0	45	3	6.7	153	13	8.5	558	52	9.3
再掲	警察関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	教育委員会	54	2	3.7	3	0	0.0	9	0	0.0	42	2	4.8

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

Table with columns for position (課長補佐相当職, 係長相当職), gender (うち女性数), and ratio (女性比率). Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, and 再掲.

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日～29年3月31日

Table showing new promotion counts for 課長補佐相当職 and 係長相当職 across different departments and categories.

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

Table for recording consideration factors for promotion, including performance, interview results, and other specific factors.

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数 平成28年4月1日～29年3月31日

Table showing the number of applicants for promotion and grade examination, including total, female, and percentage.

(2)女性公務員の採用状況

平成28年4月1日～29年3月31日

Table showing the adoption status of female public employees, broken down by total number, gender, and ratio.

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置 ※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。 注:市区町村用調査票(調査票4入力用)の設問「6」を回答済みの場合、そのまま転記してください。

Form for recording information about the establishment of comprehensive facilities for gender equality, including location, management, and main activities.

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称				基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成	年	月	日	出資者

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	有 ○ 無	名称等:	加盟団体数	
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	有 無			
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 ( 内容: )			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市町村職員研修会の開催 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 名一利 ÷ ( 交付先 ÷ ) 7. その他 ( 内容: )	
--	--

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="checkbox"/> 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="checkbox"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="checkbox"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
---

(2) 女性職員の研修受講への配慮

<input type="checkbox"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 <input type="checkbox"/> 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="checkbox"/> 3. その他 ( 内容: 勤務時間外に「女性管理職との交流会」、「女性同士のランチミーティング」を実施 )
--

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	115,728	114,266	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	##### %	0.01463 %	H28年度: 7.273億4,209万円 H29年度: 7.812億2,753万円
男女共同参画・女性のための施設整備費	4,511	2,264	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

項目の設定	国の取組に準じた設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	○
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
(5) その他(内容: )	

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得		○	○
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩ 短時間正社員制度の導入			
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)	○	○	○
⑬ その他			

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

実施の有無	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
3 役員に占める女性割合に関する項目		○
4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
6 その他「登用促進等」に関する項目		○
7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
9 短時間正社員制度の導入		○
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
12 その他		○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称:

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: こうべ男女いきいき事業所

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	○	→ 女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	
2 現在はないが、今後検討する		その他の場合、その具体的名称	神戸市男女共同参画推進会議

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	有	名称
公表周期	○ 無	年 不定期
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。		1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 )

## 18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 企業セミナー ・ 情報紙「あすてっぷKOBE」 ・ 神戸市男女共同参画推進会議ニュース「すくらむKOB ・ こうべ男女共同参画推進月間 ・	男女共同参画等の講演 情報紙 情報紙 企業セミナーやこうべ男女いきいき事業所表彰式等の開催	120人	10月 年1回 年2回 10月
2. 表彰 ・ こうべ男女いきいき事業所 ・	男女がともにいきいきと働きやすい職場づくりに積極的に取り組む事 業所表彰		5・6月募 集
3. 講座 ・ あすてっぷ講演会 ・ からだセミナー ・ 自己表現セミナー ・ 女性のための法律セミナー ・ シネマ&トーク ・ 男性の生き方セミナー ・ 女性のための就業・チャレンジセミナー ・ 育児休業からの職場復帰準備セミナー ・ DV防止セミナー ・ グループ活動支援セミナー ・ DV情報提供会 ・ 学生のためのキャリアアップセミナー ・ 女性活躍推進プログラム@神戸 ・ イクボス養成講座	男女共同参画等に関する講演 講演、情報提供等 講演、情報提供等 講演、情報提供等 男女共同参画に関する映画上映、情報提供等 講演、情報提供等 講演、情報提供等 講演、情報提供等 講演、情報提供等 講演、情報提供等 講演、情報提供等 講演、情報提供等 講演、情報提供等 学生対象キャリアデザイン力等育成ワークショップ 中小企業の女性社員を対象にした研修プログラム 働きやすい職場づくりに取り組むための講座	100人 各回20～50人 各回30～50人 各回30人 各回30人 各回50人 各回30人 各回20～30人 各回30人 30人 各回10人 各回30人 15人 40人	10月 年5回 年5回 年3回 年2回 年4回 年2回 年2回 年2回 年1回 年4回 8・9月 5～11月 1月
4. 相談事業 ・ 女性のための相談室の運営 ・	面接相談(こころの悩み相談、法律相談、からだの相談、就業・チャ レンジ相談、子育て相談)		年間
5. 情報収集・提供 ・ 情報ライブラリーの運営 ・	男女共同参画に関する図書、行政資料等の収集・提供		年間
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画申出処理制度の運営 ・ ・ ・ ・	男女共同参画に関する市の施策への苦情・提案、人権侵害の相談		年間
7. 交流促進 ・ グループ活動支援 ・	登録グループへの学習室の提供など		年間
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 神戸市男女共同参画推進会議 ・ こうべ男女いきいき事業所表彰制度 ・ DV被害者支援活動補助 ・ 共催セミナー ・ 仕事と子育て両立応援カウンセリング ・	全市的な25団体で構成。情報・意見交換、連携など 男女共同参画等に積極的な取り組みを行っている事業所を表彰 民間シェルター運営補助、同行援助補助 こころのケア講座など 個別カウンセリング		年間2回 5・6月募 集 年間 年間 年間
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ ・			

19 市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査

注: 市区町村用調査票(調査票4入力用)の設問「12」を回答済みの場合、そのまま転記してください。

※該当する時点の番号に○をつけてください。

3:その他⇒ご記入ください | その他: 平成 29年3月31日

議 会 名	神戸市会	
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。 2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。 3.その他	1
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。  標準市議会会議規則 第二条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。  標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1～3のいずれか一つを選択してください。	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他	
	配偶者の出産	2
	育児	3
	家族の看護	3
	家族の介護	3
	疾病	1
	その他 (具体的に事由を記載してください)	
問4. 問3で1(明記した規定あり)を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または別添)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。		
規 則 名	神戸市会会議規則第1条第2項	
該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。 議員は、傷病、出産その他の事由により、招集に応じることができないとき又は会議に出席することができないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。		

政令指定都市名

015 神戸市

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成29年4月1日現在

平成29年5月1日現在

その他:平成29年3月31日現在

○

## 1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

\* 平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。

また、新たに追加された審議会等がある場合には、23以下の空白行に記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	68	6	8.8	
	市町村防災会議(委員のみ)	67	6	9.0	
	2 民生委員推薦会	14	5	35.7	
	3 国民健康保険運営協議会	22	5	22.7	
	4 地方社会福祉審議会	29	11	37.9	
×	5 土地利用審査会				
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	6	31.6	
	7 公害健康被害認定審査会	12	1	8.3	
	8 損害評価会	23	4	17.4	
	9 地方港湾審議会	36	9	25.0	
	10 土地区画整理審議会	10	0	0.0	
	11 建築審査会	7	1	14.3	
	12 開発審査会	7	2	28.6	
	13 介護認定審査会	597	195	32.7	
	14 精神医療審査会	18	8	44.4	
	15 市町村国民保護協議会	73	4	5.5	
	16 地方独立行政法人評価委員会	13	5	38.5	2法人
	17 感染症診査協議会	12	2	16.7	
	18 市町村都市計画審議会	27	9	33.3	
	19 市街地再開発審査会	41	1	2.4	5地区
	20 障害程度区分認定審査会	110	34	30.9	
×	21 児童福祉審議会				
	22 行政不服審査会	3	1	33.3	
	23				
	24				
	25				
	26				
	合 計	1,141	309	27.1	
	女性委員0の審議会数	1			

## 2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	45	2	4.4	
6	固定資産評価審査委員会	9	3	33.3	
	合 計	70	7	10.0	
	女性委員0の委員会数	3			